

今年度から集団健診を受診する場合は事前予約が必要です

特定・高齢者・若年者健診を実施



申込フォーム

町では、自身の健康状態を知ってもらう機会として、国民健康保険または後期高齢者医療制度にご加入のみなさんを対象に健診を実施しています。今年度から、集団健診を受診する際は、右の申込フォームまたは電話での事前予約が必要です。また、健診を受けられた方を対象に、抽選で町商工会共通商品券をプレゼントしますので、ぜひこの機会に受診してください。

◆対象者

国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者で18歳以上の方（長期入院中の方および介護保険施設等に入所されている方は除きます）。

※40歳以上の対象者には7月上旬までに、受診券を送付します。また、18歳から39歳の対象者には7月上旬までに個別通知を送付します。

※協会健保、共済組合、健保組合などにご加入の方は、ご加入の保険機関にお問い合わせください。

◆自己負担額 無料

◆受診時の持ち物

受診券に同封している質問票を事前に記入し、次の物をご持参のうえ受診してください。

①受診券、②質問票、③国民健康保険または後期高齢者医療保険資格確認書等、④昨年の健康診査の結果（お持ちの方のみ）

※18歳から39歳の方は、③、④のみご持参ください。

◆実施期間・場所

7月から11月までの間で、受診できる回数は1回です。集団（巡回）健診実施場所（右上の申込フォームまたは電話で事前予約）、または下表の紀宝町指定個別医療機関（40歳以上の方。直接予約必要）で受診してください。

※集団（巡回）健診の日程・場所は、今月号の折り込みチラシをご確認ください。

※集団（巡回）健診で受診された方には、記念品をプレゼントします。

◆個別医療機関一覧表（要予約）

医療機関	所在地	電話番号
寺本クリニック	紀宝町鶴殿 778-1	32-0005
とみむろクリニック	紀宝町成川 44-1	28-1030
相野谷診療所	紀宝町井内 123-19	34-0011
谷口クリニック	御浜町阿田和 6066	05979-2-4333
まつうらクリニック	御浜町下市木 4649-28	05979-3-0150
西久保内科クリニック	御浜町阿田和 5189-1	05979-3-1155

※谷口クリニックは、10月31日（金）までの実施です。

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

空き店舗再生事業

「自分の店」を開いてみませんか？



町では、町内の空き店舗を活用し、小売業や飲食店など地域に根ざした「起業」を支援します。

【助成内容】

- ① 店舗改修費用の1/2（上限30万円）
- ② 家賃の2/3（上限3万円、最長1年間）
- ③ 専門家による無料経営相談、経営指導

【申請対象者】

- ① 「空き店舗台帳」に掲載されている店舗にて、新しく事業を開始しようとする方
- ② 令和8年3月31日までに創業できる方

空き店舗を探しています！

町では、「空き店舗台帳」に掲載する空き店舗を募集しています。現在、使用していない店舗の活用方法にお困りの方は、ぜひ下記連絡先までお問い合わせください。

▶詳しくは、役場産業振興課（☎33-0336）までお問い合わせください。

国民健康保険、後期高齢者医療制度にご加入の方へ

保険証の有効期限は7月31日です

8月から被保険者証（保険証）が変わります。現在の国民健康保険と後期高齢者医療制度の保険証は令和7年8月1日以降は使用できません。また、次のとおり医療機関への受診方法が変わりますのでご注意ください。

◆国民健康保険にご加入の方

7月中旬以降にマイナ保険証の有無により、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を送付します。

●マイナ保険証をお持ちの方

「資格情報のお知らせ（A4サイズ）」を送付します。これは医療保険の情報を確認できるものですが、保険証の代わりとして医療機関を受診することはできません。受診の際はマイナ保険証をご利用ください。

●マイナ保険証をお持ちでない方

「資格確認書（カードサイズ）」を送付します。8月1日からは、資格確認書を従来の保険証と同じように医療機関などの窓口で提示することで、受診することができます。

◆後期高齢者医療制度にご加入の方

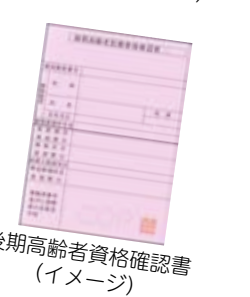
7月下旬にマイナ保険証の有無に関わらず、8月1日から利用できる資格確認書（ピンク色）を送付します。受診の際は、マイナ保険証または資格確認書を窓口でご提示ください。



資格情報のお知らせ（イメージ）



資格確認書（イメージ）



後期高齢者資格確認書（イメージ）

マイナ保険証のメリット



正確なデータに基づく、診療・薬の処方
が受けられる

情報提供に同意すれば医療機関で特定健診結果や薬剤情報を共有でき、適切な医療を受けられます。



窓口での限度額適用
認定証などの提示が
不要

限度額適用認定証の交付申請をしなくても、限度額以上の支払いが原則免除されます。



健康診査や薬の情報を
マイナポータルで
確認できる

これまでに受けた健康診査や処方された薬の情報をマイナポータルから見るができます。

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。